

仕様書

1 業務の名称

ワールドマスターズゲームズ 2021 関西エクスカーショントアッセン業務委託

2 業務の期間

契約締結の日から令和4年6月30日まで

3 業務の概要

令和4年5月に開催される「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」において、大会参加者に対して、競技日前後に鳥取県独自のエクスカーションを設定、催行するもの。

※「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」は、新型コロナウイルスの影響により、令和4年（2022年）に延期されました。

4 「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」の日程及び会場等

(1) 県内競技概要

競技（種目）名	開催市町	競技期間	競技会場	定員数
アーチェリー （アウトドア、インドア）	鳥取市	令和4年 5月14日（土）～17日（火）	県立布施総合運動公園	400人
自転車（トラック）	倉吉市	令和4年 5月18日（水）～21日（土）	倉吉自転車競技場	550人
自転車（ロードレース）	倉吉市、 北栄町	令和4年 5月22日（日）	倉吉市・北栄町特設 ロードコース（公道）	1,100人
柔道	米子市	令和4年 5月20日（金）～22日（日）	県立武道館	500人
グラウンド・ゴルフ	湯梨浜町	令和4年 5月27日（金）～28日（土）	潮風の丘とまり	672人

(2) エクスカーション内容

競技（種目）名	エクスカーション 実施日	発地	着地	コース数	想定人数
アーチェリー	5月18日（水）	鳥取駅	鳥取駅	2コース	100人
自転車（トラック）	5月22日（日）	倉吉駅	倉吉駅	2コース	100人
自転車（ロードレース）	5月23日（月）	倉吉駅	倉吉駅	2コース	200人
柔道		米子駅	米子駅	2コース	100人
グラウンド・ゴルフ	5月26日（木）	倉吉駅	湯梨浜町	2コース	100人

5 業務内容

(1) 予約システム

- ア 国内外問わず参加者のエクスカーション及び宿泊予約を直接受付、手配し、決定通知を参加者に通知すること。
- イ クレジットカード等での事前決済が可能であること。
- ウ コースの予約状況については発注者と共有できるようにすること。
- エ 参加者に対し、エクスカーション参加費及び取消料金等を直接請求し、徴収すること。
- オ 申込み受付、料金徴収については、事務局は一切関与しないので、受注者が行うこととする。
- カ 国内外問わず事前及び当日の問い合わせ対応が可能であること。

(2) エクスカーションの造成及び催行

各エクスカーションは、下記を条件とする。

ア 1人あたりのツアー料金は、①海外からの大会参加者をターゲットにした体験プランなどを含めたコース20,000円と②国内の大会参加者も対象にした観光周遊コース7,000円の2種類（いずれも税・サービス料込）とし、それぞれ1コースずつ設定すること（貸切バス代、通訳案内士・添乗員費用も含む）。

ただし、ツアー実施にあたり、エクスカーション経費に対する助成をバス1台当たり上限15万円（対象経費：

貸切バス代、通訳案内士・添乗員費用（交通費等を含む）まで行う予定であるため、これらを考慮し料金設定を行うこと。

- イ 移動手段は、貸切バス（大型・中型・マイクロバス、ジャンボタクシー等）とする。
- ウ ツアーは9時開始から16時終了で設定すること。
- エ 各バスに添乗員1名と山陰限定通訳案内士1名を手配することと市、ツアー代金に含めること。
- オ 最低催行人数は設定しないこと。アのツアー料金内で実施できるようにすること。
- カ 3密回避やアルコール除菌の徹底等の感染症予防対策を行って、ツアーを実施すること。
- キ 鳥取県の特徴や大会参加競技に合わせたコース設定とするとなおよい。

※エクスカージョンの催行に係る費用は、参加者から旅行代金の収入及び受注者の負担で実施することとする。

6 情報等の取扱い

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に開示又は漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受注者は、本業務を行うために発注者から貸与された情報等を適正に管理するとともに事前に発注者の承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩、もしくは滅失、改ざん及び破損してはならない。

7 留意事項

- (1) 大会の性質上、海外からの参加が多く想定されることを踏まえ、海外参加者に対する観光事業者等の理解を図るよう努めること。
- (2) 受注者は、常に発注者と緊密な連絡をとりながら賛同して業務を進めること。

8 その他

- (1) 本業務に関するツアー参加者との金銭の収受及びツアー実施の監督は、受注者の責任において行うこととする。
- (2) 受注者は、ツアーの立ち寄り先の情報を収集し、鳥取ならではの魅力あるコースとすることとし、必要なときに事前に視察を行うこと。

9 完了報告及び検査

受注者は、本業務が完了したときは速やかに同時に完了報告書（任意様式）を提出し、発注者による検査を受けなければならない。

10 合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提訴及び調整の申し立てについては、鳥取市を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

11 その他

本仕様書の定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。